ACNO **NewsLetter**

発 行 特定非営利活動法人 あいち・子どもNPOセンター



〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目2-32錦アクシスビル2階

TEL&FAX:(052)253-6398

e-mail:aichi-kodomo@mountain.ocn.ne.jp HP: http://aichi-kodomo.sakura.ne.jp

「今、改めて考えたい『子どもの権利』」

弁護士 間宮静香

「親や先生に意見を言っていいなんて知らなかった」 中学校で子どもの権利について話をすると、必ずこ のような感想をもらいます。この子の環境が特殊なわ けではなく、私たち大人は、子どもの意見を聴いてい るつもりで、実際は聴いてこなかったのではないでし ょうか。

「私は子どものためを思ってやっているのです!」 子どもに対して支配的な関わりをする保護者にこの ように言われることもあります。目の前の子どもが苦 しんで意見を言えなくなっているのにも気付かず、自 分の思う「子どものため」を子どもに押しつけていな いでしょうか。

日本が子どもの権利条約を批准してから来年で30 年になります。子どもの権利条約は子どもを権利の主 体とし、国や社会、大人に対して子どもの権利を守る ことを求めています。

しかしながら、日本の子どもたちの置かれた現状は 深刻です。家庭の中を見てみると、少子化が進んでい るのに虐待通告件数は増加の一途をたどり過去最高、 一時保護される子どもも増加しています。虐待に至ら なくとも、親の理想を押しつけられ、自分らしさを押 し殺して苦しんでいる子どもたちに多く出会います。 そのような子どもたちの受け皿はほとんどなく、深刻 な被害を受けながら家庭の中に居続ける場合がほとん どです。あなたは親とは違う考えをもつ一人の人間で あり、親とは違うあなたの人生を送ればいいのだとい うメッセージを送ることしかできず、歯がゆい思いを することもあります。

家庭が苦しければ、学校や社会が子どもを守ること が求められますが、学校でも子どもの権利が守られて いない状況があります。子どもの権利の主体と意識せ

ず、必要以上に子 どもの自由を奪う 校則、部活動を中 心とした体罰や暴 言、「個別最適な学 び」が求められる ものの様々な理由



からそれが実現できない教育現場、障害をもつ子ども への対応(合理的配慮)の不十分さ。不登校の急激な 増加は、「学校が息苦しい」という子どもの叫びなのか もしれません。

このような問題を解決していくときの大切な指針と なるのが子どもの権利条約です。これまで日本は、条 約を批准した国がその内容を実現しているか確認する 機能をもつ国連子どもの権利委員会から多くの勧告を 受けてきました。その中のひとつが親の懲戒権の規定 であり、もう一つが子どもの権利を保障する包括的な 法律の制定です。

児童虐待防止法の改正により、2020年4月から 保護者による体罰が全面禁止となりました。Save the children の2019年の調査では、しつけのために体 罰を容認する大人は約56%と半数を超え、どのよう な場合でも決して体罰はすべきではないと考える人は 約44%しかいませんでした。しかし、2021年の 同調査では、体罰を容認する大人は約41%と半数以 下となり、決して容認しない大人は約59%と半数を 超えました。法律改正が契機になったかはわかりませ んが、少しずつ体罰を決して容認しない大人が増えつ つあるのは歓迎すべきことです。

そして、昨年、民法が改正され、懲戒権の規定が削 除されるとともに、児童虐待防止法が改正され、親権 者はしつけの際も子どもの人格を尊重することとされ、 響を及ぼす行為が禁止されました。そもそも、「しつけ」とは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにする等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。暴力や、暴言、人格を否定するような言葉などは、恐怖心を与えることで子どもを支配します。その時は、「言うことをきいた」と思うかもしれませんが、将来にわたって大きな傷と苦しみを子どもに遺します。暴力や暴言を使うのは大人側のスキル不足や感情コントロール、向き合うことができない環境や構造の問題であり、子どもの問題ではありません。今回の改正を契機に、改めて子どもを一人の人として尊重し、暴力・暴言によらない伝え方を大人たちが学ぶことを期待しています。

さらに、2023年4月からこども基本法が施行されました。こども基本法は、憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもの権利擁護が図

られ、幸福な生活が送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するための法律です。子どもの権利そのものが明記された法律とはなりませんでしたが(残念!)、こども施策を実施する際の基本理念の中に、子どもの権利条約の4つの一般原則(子どもに対応する時に全て満たすようにすべき4つの指針。①差別の禁止②生きる・発達する権利③子どもの最善の利益の保障④子どもの意見表明権)が規定されたことは、子どもの権利を守る社会に向けた大きな一歩となります。これにより、子育て支援の施策はもちろん、学校教育の施策を考える場合においても、一般原則を踏まえることが必要となります。

とはいえ、子どもの権利を守られて育ってこなかった私たち大人世代は、どう子どもの権利を守るのか難しく感じることもあると思います。こども基本法施行元年。改めて「子どもの権利」について考えてみませんか。

あいち・子ども NPO センター第37回学習会のお知らせ

今、 改めて考えたい 『子ともの権利』と大人の役割

日時:5月21日(日)午後3時~4時30分

会場: あいち・子ども NPO センター

名古屋市中区錦3丁目 2-32 錦アクシスビル2階

参加費:一般1,000円 会員•学生500円

講師紹介 間宮 静香 弁護士

日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長 名古屋市子どもの権利擁護委員 瀬戸市子どもの権利擁護委員代表擁護委員 一般社団法人日本多胎支援協会顧問

申し込み・問い合わせ先 NPO法人あいち・子ども NPO センター TEL/FAX 052-253-6398 E-mail aichi-odomo@mountain.ocn.ne.jp 4月1日から発足した子ども家庭庁。 4月1日から施行された「こども基本法」。

こども基本法パンフレットには、このように記載されています。

『こどもまんなか社会を

つくっていきましょう。』

子どもを真ん中においた社会の実現、期待したいものです。子どもの権利が守られる、これからの子ども支援・子育て支援の現場での大人の役割、課題を考えていきましょう。

あいち・子ども NPO センター第36回学習会報告

瀬戸市 にじの丘学園視察研修にじの丘小学校【小中一貫校】にじの丘中学校

日 時:令和5年1月24日(火)14:00~15:30

参加者:8名

全市的に小中一貫教育を目指す瀬戸市の取り組みを視察見学し、未来を担う次世代のための教育環境整備の実際を学ぶ機会にしました。





令和2年4月に開校した「にじの丘学園」は、瀬戸市の丘陵地帯、小高い丘の上にありました。

広大な敷地にゆったりと校舎とグラウンドが配置されています。広い昇降口を入ると1年生~9年生(小学1年~中学3年)までの靴箱が並び壮観です。その奥は多目的スペースから大階段へと続きます。この大階段は、ステージと客席という使い方もできるものであり、大階段横は本棚と一体となっていて開放的なライブラリー(図書室)と繋がっていきます。大階段、ライブラリー、多目的スペースは学校の中心となっていて、これらの空間で異学年の交流が生まれるだろうことが想像できます。

一方、教室棟に目を向けると、廊下は幅広くとってあり、ワークスペースとして利用可能です。教室との間間仕切りはスライドドアになっているで、ドアを開放すると多様な学習活動が可能になっています。



「にじの丘学園」の名前の由来は、7つの学校(小学校5校 中学校2校)が統合して誕生したので、虹のなな色からきています。閉校した7つの学校のことも忘れないようにとの思いから、閉校した学校のピアノやオブジェなど、備品や設備が設置され利用されています。その一つのアップライトピアノが昇降口に置いてあり、隔週木曜日に、登校時間に合わせ地域の方が街角ピアノならぬ学校朝ピアノの演奏をしてくださるそうです。気持ちの良い一日が始まることでしょうね。

校舎内には登り窯をイメージした設えや、瀬戸焼の時計は瀬戸市ならではのものです。また、校舎のあちら こちらに、遊びの空間があり木材をたっぷり使った校舎はとても居心地の良いものでした。

● ● ● ● 学校施設見学後 校長先生からお話を伺いました ● ● ● ●

- ✓ 小中学生が一緒に生活しているからこそ、9年生が小学校の授業のサポートをしたり、6年生が中学校の生活について質問をしたりする機会を持つことが可能です。授業間や放課後に中学生に小学生が鈴なりになって戯れている姿が見られます。また、校舎内に入るのを渋る小学1年生を中学生が上手にリードし、登校をサポートしていく事例があったそうです。異年齢の交流が自然発生的に生まれてくるのでしょう。
- 校舎昇降□横には、地域活動室があります。地域の方がボランティア登録をし、授業補助ボランティア、校外学習引率補助ボランティアなどの活動をしておられます。中でも、旧5学区からの通学は広範囲に渡り、3方向から路線バスを利用しての登下校ということで、安全を見守るボランティアは200人にのぼり、児童生徒の安全を確保しているそうです。

地域と学校が手を結び子どもの未来を育む体制が整っていることを実感できました。



あいち・子ども NPO センター団体会員紹介

特定非営利活動法人 おやこでのびっこ安城

弊団体は、出会い、体験、感動をキーワードに、子どもたちが心豊かに育つ地域社会をめざして活動しています。 活動の中で社会に広がっていくことを願っているのは以下の点です。

- ★子どもを一人の人間として尊重し、子どもの元々持っている力を信じ、温かい目で見守る大人を増やすこと
- ★子どもの声を社会に伝え、子どもと共に地域をつくっていくこと
- ★子どもの最善の利益が考慮されること、子どもが子どもに関係のあることについて自由に意見を表せること、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加できること

実際の活動は以下の通りです。

☆子どもの自然体験活動事業

「のびっこきこり体験」きこり体験を通して、森の抱える問題を知るとともに、森の中で遊ぶ楽しさを知ったり、森林ボランティアの人と触れ合ったりする機会となっています。

☆子どもの芸術体験活動事業

「のびっこ体験教室」大きな文字を書くことで気持ちを書で表現する体験をしたり、サイエンスを学ぶことで身近にある不思議に気づく体験をしたりする機会となっています。

「こどものまち」 市内の学校から集まった子どもが話し合いながら詳細やルールを決めて、イベントを実践します。 小学生の時に経験した中学生が子ども実行委員になったり、 高校生や大学生が大人スタッフになったりして、 縦のつながりができています。

☆チャイルドライン事業

以前から行っている電話での活動に加え、2022 年度よりオンラインチャットで話を聴く活動を始めました。 ☆地域子育て支援拠点事業

子育てが少しでも楽になるように、市内3ヶ所で0~3歳までの子どもと保護者の集う場を作っています。

☆中学生向け子どもの権利条約学習会

年に1度、市内の中学校3年生を対象に、子どもの権利条約についての意識調査、多田元弁護士の講演会を行っています。人権を学ぶことで自分も他人も大切にする生き方を学ぶ機会になっています。

日本モンテッソーリ協会(学会)中部支部

日本モンテッソーリ協会は、日本におけるモンテッソーリ教育研究者間の連携協働により、モンテッソーリ教育原理と実践を研究し、その普及を図ることを目的としています。モンテッソーリ教育は、子どもを科学的に捉え観察し、環境を用意し、子どもが本来持っている力、自分で自立・発達していこうとする力を伸ばすことを信条としております。そして、子どもの人権を尊重し、『子どもの育ちは一人一人違う』ことを念頭に置き、ゆったりとした時間の流れの中でゆとりをもって、子どもの成長を見守るようにしています。

■中部支部主催の定例研究会のご案内

日本モンテッソーリ協会(学会)中部支部では、モンテッソーリ教育を通して、子どもの内面から湧き出る「自分でできるようになりたい」「一人でできるように手伝って」と子ども自身で自分を成長させていきたいという自己教育力をどう大人はどう援助していったらよいのか「子どもの見方」「子どもの捉え方」などを課題におき、子どもが主体となる生活の在り方など、定例研究会を通して学び合う機会を大切に中部支部活動を下記の日程で実施しております。

*定例研究会について 年4回(6月、9月、11月、1月)第2土曜日13:30~16:00

■日本モンテッソーリ協会(学会)第55回全国大会開催のお知らせ

2023年8月3日(木)~5日(土) 場所: 豊橋ロワジールホテル愛知県豊橋市藤沢 141 (0532)48-3131 大会テーマ

「子ども達に生きる希望を一人間の課題に立ち向かう人々の素晴らしさを可能性溢れる子ども達に引き継ごう」 2023年の全国大会は、中部支部が担当させていただき準備をいたしております。

モンテッソーリ女史が辿り着いた教育論の根幹であるコスミック論は、自然との共生、生命の誕生の尊さを提唱し、人間同士が尊重し合う社会の構築の必要性を伝えています。大会3日間を通じて「平和の実現」「多様性の尊重」「環境問題」「貧困問題」など様々な課題について科学的に学ぶ中で、世界の平和を願い改善に向けて尽力している存在を知り、子ども達に素晴らしいパワーを伝える事によって、子どもたち自身で考え、行動できる人間へと導いていく教師の役割について、皆様と学び合う大会となりますように願っております。

日本モンテッソーリ協会(学会)主催、第55回全国大会についてのお問い合わせ

第55回全国大会事務局 社会福祉法人 NUA 愛知保育園

住所〒454-0807 名古屋市中川区愛知町 30-20 TEL (052) 351-7014 FAX (052) 355-7014